

こども誰でも通園制度の制度化、  
本格実施に向けた検討会（第2回）

資料4

令和6年9月26日（木）

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども誰でも通園制度の 実施にあたっての手引

- 令和7年度のこども誰でも通園制度の事業の実施にあたり、実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項について、手引きを作成する。

## I 基本的事項（制度の意義等）

### ① 制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての制度の意義
5. 制度の意義を実現するための自治体の役割

### ② 制度の概要について

1. 制度の概要（給付、利用対象、指導監査等）
2. 事業の全体像（事業実施方法（継続的な利用・スポット利用など）、利用の流れ、システムの活用、関係機関と連携した支援等）

## II 事業実施の留意事項

- ① 共通事項（安全の確保、食事の取扱い等）
- ② 通園初期の対応（親子通園含む）
- ③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応（障害児、医療的ケア児等）
- ⑤ その他（広域利用、過疎地での実施等）

## III その他の留意点等

- ① 個人情報の取扱いについて
- ② 他制度との関係（一時預かり事業との関係性、待機児童問題等への配慮）
- ③ 要支援家庭への対応上の留意点（関係機関との連携等）